

分野 1 : 欧州地域との総合的な関係強化

中期目標 :

欧州連合（EU）、北大西洋条約機構（NATO）、欧州諸国との間で政治、安全保障、経済分野における対話を実施し、日本との関係・連携の一層の強化を図るとともに、アジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。また、欧州諸国との社会保障協定、租税条約及び航空協定などの締結・改正協議を継続するとともに、欧州地域への対外発信を通じ、欧州地域における対日理解を促進する。

過去3年度（令和5～7年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
1【欧州地域との政治的な対話・協力の進展】 ● EUとの間では、定期首脳協議2回、その他の首脳会談（電話、懇談含む）8回、外相戦略対話3回、その他の外相会談（電話、懇談含む）7回を実施し、政治、安全保障・防衛協力、経済安全保障分野の協力を推進した。さらに、EU主催のインド太平洋閣僚会合に外務大臣や外務副大臣、外務大臣政務官が3年連続で対面出席し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障の不可分性及び自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の推進を訴えた。 ● また、事務レベルにおいても、EUとの間で2回の次官協議、2回の政務局長協議（外務審議官）、2回の戦略的パートナーシップ協定（SPA）合同委員会、3回のサイバー対話、局長級安全保障・防衛対話を実施した。重層的な対話枠組みを通じて、それぞれの分野における具体的な協力を推進することができた。 ● NATOとの首脳・外相級対話を継続的に実施した（首脳・外相級会合への出席、要人往来、会談の実施など）。 ● 欧州安全保障協力機構（OSCE）外相理事会に政府ハイレベルが継続して出席した（令和5年：深澤外務大臣政務官、令和6年：藤井外務副大臣、令和7年：島田外務大臣政務官）。 ● アジア・欧州間の対話・協力については、アジア欧州財団（ASEF）主催の保健・教育分野の事業に対する拠出、人的交流事業への専門家の派遣など、具体的かつ継続的な協力を通じて、草の根レベルを含め幅広くアジア・欧州間の相互理解の増進に寄与した。	1【欧州地域との政治的な対話・協力の進展】 ● EUは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、国際社会の共通の課題に共に取り組む、日本の戦略的パートナーである。首脳・外相級の対話枠組みを利用し、引き続きEUと緊密に協力する。 ● 次官・局長級の対話枠組みを活用し、EUとの政治、安全保障・防衛、科学技術などの分野別協力を強化する。 ● 「欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分」であるとの認識の下、日・NATO間の協力の重要性が高まっている。NATOとの首脳・外相級対話を継続的に実施し、協力関係を更に強化する。 ● OSCEは、欧州、中央アジア・コーカサス、北米地域の57か国が参加し、包括的アプローチにより紛争予防、危機管理、紛争後の復興・再建などを通じて、参加国間の相違の橋渡しをし、信頼醸成を行う地域安全保障機構であり、日本は、1992年以降、「協力のためのアジア・パートナー」（日本の他に、韓国、豪州、タイ、アフガニスタン）として協力してきている。関連会合への政府ハイレベルの出席を通じて、OSCEとの連携関係を更に強化する。 ● 日本の拠出によるASEFを通じたアジア欧州会合（ASEM）参加国などにおける感染症対策支援事業は、これらの国々における感染症拡大を抑止する上で有効であった。今後とも、アジア・欧州間の協力と理解の増進のために、ASEFとの協力を継続していく。

分野 1 : 欧州地域との総合的な関係強化

過去 3 年度 (令和 5 ~ 7 年度) の主な成果

2 【安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化】

- 令和 6 年 11 月、EU との間でアジア諸国として初となる **安全保障・防衛パートナーシップ** を公表した。このパートナーシップに基づき、海洋安全保障、サイバー、宇宙、ハイブリッド戦対応などの安全保障・防衛協力を強化した。
- 2 回の日・NATO 高級事務レベル協議を実施するとともに、**日・NATO 国別適合パートナーシップ計画 (ITPP)** に基づき、サイバー防衛、戦略的コミュニケーション、軍備管理、軍縮・不拡散などの協力分野において、NATO との協力を強化した。NATO の「ウクライナのための包括的支援パッケージ (CAP)」信託基金を通じ、ウクライナに対し殺傷性のない装備品などを供与した。
- OSCE 設立根拠でもある「ヘルシンキ最終文書」採択 50 周年を迎えた令和 7 年は、OSCE 外相理事会において、**島田外務大臣政務官が OSCE とアジア・パートナーとの関係強化に関する合同ステートメント** を実施した。
- OSCE が実施するウクライナでの人身売買防止、ウクライナ・中央アジア諸国・アフガニスタンの女性支援、中央アジア諸国の国境管理強化などに関する事業に拠出し、それぞれの国・地域の平和と安定に貢献した。

3 【EU との経済的な対話・協力の進展】

- 令和 6 年 1 月、**日 EU 経済連携協定 (EPA)** に「データの自由な流通に関する規定」を含めることを定めた改正議定書が署名され、同年 7 月に発効した。また日 EU・EPA に基づく輸入統計によると、日 EU・EPA 利用率 (EPA の適用が可能な貿易取引のうち、実際に EPA を使って関税の優遇などを受けた割合) は増加した。
日本から EU への輸出 : 73% (令和 6 年分) ← 67% (令和 5 年分)
日本の EU からの輸入 : 76% (令和 6 年分) ← 72% (令和 5 年分)
- 計 4 回の **日 EU ハイレベル経済対話** を開催し、貿易、経済安全保障を始めとした幅広い分野で日 EU の連携を強化した。

課題及び今後の方向性

2 【安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化】

- 国際情勢が激動し、EU が欧州地域の防衛力強化を最優先の政策として掲げる中で、防衛産業協力を始めとする安全保障・防衛協力に取り組む。
- NATO との共通課題 (サイバー防衛、偽情報対策、防衛産業など) について、更に協議や対話などを進展させ、ITPP に基づき、防衛省などと連携し、具体的な協力を推進する。
- OSCE が実施する事業への拠出を通じて、国際社会、特に中央アジア諸国やウクライナなどの国々を支援し、地域の平和と安定に貢献する。
- 国際社会と緊密に連携しつつ、ウクライナの社会と経済を強じんなものにしていく観点から、官民一体の復旧・復興支援を含む取組を推進する。

3 【EU との経済的な対話・協力の進展】

- 閣僚級の日 EU・EPA 合同委員会を通じた取組は、日 EU・EPA の円滑な実施と運用に効果的であった。拡大傾向にある日 EU 貿易を一層発展させるため、今後も日 EU・EPA 合同委員会を開催し、日 EU・EPA の着実な実施・運用を確保していく。
- 戦略的パートナーである EU との経済的な連携は一層重要である。これまでの着実な対話・協力を基礎に、その強化に積極的に取り組む。

分野 1 : 欧州地域との総合的な関係強化

過去3年度（令和5～7年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
令和7年の日EU定期首脳協議において日・EU共同声明「付属書II：日・EU競争力アライアンス」を発表し、経済安全保障、産業政策などの経済分野で具体的な協力を進めることで一致した。	
4【欧州諸国との法的枠組み構築に関する協議の進展】	4【欧州諸国との法的枠組み構築に関する協議の進展】
欧州諸国との法的枠組みとして、令和5年度に1件（二国間航空協定に関する日・EU協定）、令和6年度に3件（日・イタリア社会保障協定、日・ギリシャ租税条約、日・クロアチア航空協定）、令和7年度に4件（日・ウクライナ租税条約、日・チェコ航空協定、日・ルクセンブルク航空協定、日・オーストリア社会保障協定）が発効した。	- 社会保障協定は年金などの保険料の二重負担の軽減などを、租税条約は二重課税の除去や脱税及び租税回避の防止を通じた二国間の投資・経済交流の促進などを、航空協定は国際定期航空業務の安定的な運営などを目的とし、各国との経済交流の発展に向け重要な法的枠組みである。引き続き、二国間経済関係の状況や、日本の経済界からの要望、協定締結・改正から生じ得る効果などを踏まえ、新たに開始する法的枠組みを検討し、積極的に交渉を実施していく。 - 既に交渉を開始している法的枠組みについて、早期締結に向けて、鋭意調整を行っていく。
5【欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進】	5【欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進】
- 講師派遣事業を、令和5年度は5件、令和6年度と令和7年度は各1件行った。派遣した有識者の客観的な視点からの発信により、「欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分」との認識が広く共有された。また、有識者の発言は現地メディアに掲載されるなど、日本の政策への理解促進や日欧の共通認識の醸成に寄与した。 - 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」を通じて、欧州諸国から学生などを招へいし、企業視察や日本人有識者・学生との交流を行った。これは、対日理解を促進し、親日派・知日派の発掘・育成に寄与した。また、過去の参加者（同窓生）のフォローアップ・プログラムを実施した。これは、欧州諸国における日本の戦略的な対外発信の基盤を構築し、日欧間の相互理解と友好関係の発展に貢献した。	- 渡航費用の高騰やインフレ、予算制約のために、対外発信事業の実施件数が限られているが、引き続き対日理解促進のため、事業を継続していく。これを通じて「欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分」との認識を浸透させ、令和5年3月に発表したFOIPのための新たなプランを引き続き展開する。 「MIRAI」の更なる充実やフォローアップ・プログラムの強化により、親日派・知日派の更なる育成、参加者と日本関係者のネットワーク、友好関係の構築に引き続き取り組む。

分野 1 : 欧州地域との総合的な関係強化

過去 3 年度（令和 5 ～ 7 年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
● 日本が海外の研究機関・シンクタンクに設置しているジャパン・チェアなどによるセミナーやシンポジウムを開催された。これは、日本の FOIP の実現に向けた取組や欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障の不可分性などについて、欧州における理解の深化につながるるとともに、安全保障・防衛、経済安全保障、新興技術などの分野における日欧の連携についての欧州側の関心喚起に重要な意義があった。	● 日本が海外の研究機関・シンクタンクに設置しているジャパン・チェアなどによるセミナーやシンポジウムを通じて、日本への理解を深化させ、日本のメッセージを欧州地域に浸透させていく。同時に、日欧の連携が重要な課題や政策について、欧州諸国の関心と理解を向上させるテーマを扱うことによって、日欧協力についての共通認識を醸成する。
備考：【令和 7 年度】機構改編により経済局欧州連合経済室から欧州局欧州経済戦略官室に移行したため、中期目標に「経済」分野を加えると共に、測定項目 3「欧州連合との経済的な対話・協力の進展」を追加した。	
参考： ・ 外交青書（第 2 章第 5 節第 2 項及び第 3 項：令和 6 年版、令和 7 年版、令和 8 年版） ・ 欧州連合（EU）、北大西洋条約機構（NATO） ＜欧州地域との政治的対話・協力＞ ・ 日・EU 次官協議の開催（令和 7 年 12 月 5 日） ・ 第 7 回日・EU サイバー対話の開催（結果）（令和 8 年 1 月 28 日） ・ 日・EU 政務局長協議の開催（令和 8 年 2 月 18 日） ・ 日・EU 戦略的パートナーシップ協定（SPA）第 6 回合同委員会の開催（令和 8 年 3 月 16 日） ・ アジア欧州会合（ASEM） ＜欧州連合との経済的協力＞ ・ 日 EU 経済連携協定（EPA） ・ 日 EU ハイレベル経済対話 ・ 日 EU 定期首脳協議 ＜欧州諸国との法的枠組み＞ ・ 二国間航空協定に関する日・EU 協定の発効（令和 5 年 9 月 19 日） ・ 航空協定の発効（クロアチア、チェコ、ルクセンブルク） ・ 租税条約の発効（ギリシャ、ウクライナ） ・ 社会保障協定の効力発生のための外交上の公文の交換（イタリア、オーストリア）	

分野 1 : 欧州地域との総合的な関係強化

参考 :

＜安全保障に関する欧州国際機関との連携＞

- ・ [NATOの「ウクライナのための包括的支援パッケージ（CAP）」信託基金に対する拠出を通じたウクライナ支援](#)（令和 5 年 3 月 30 日）
- ・ [岸田総理大臣とストルテンベルグ NATO 事務総長との共同記者発表及び会談](#)（令和 5 年 7 月 12 日）
- ・ [日・NATO 国別適合パートナーシップ計画（ITPP）](#)
- ・ [日・EU 安全保障・防衛パートナーシップの公表](#)（令和 6 年 11 月 1 日）
- ・ [島田外務大臣政務官のオーストリア訪問](#)（令和 7 年 12 月 3 日～ 5 日）

＜欧州地域への対外発信＞

- ・ [対日理解促進交流プログラム「MIRAI」](#)
- ・ [第二回バルト・インド太平洋フォーラム](#)（ジャパン・チェアの活動例）